

# 余裕期間制度（発注者指定方式または任意着手方式）を活用した 「ゼロ債工事」の発注について

## 1 ゼロ債工事について

令和2年度中に発注する工事のうち、令和2年度中に契約し、令和3年4月初旬より実工事の施工が必要な工事については、前金払を含めた令和2年度の支払いを行わない「ゼロ債工事」として発注します。

なお、該当する案件は、調達公告に「ゼロ債工事」と記載します。（別紙1・2参照）

## 2 余裕期間制度の適用

「ゼロ債工事」は余裕期間制度の対象案件とします。

余裕期間制度は、発注者指定方式または任意着手方式のどちらかを適用します。

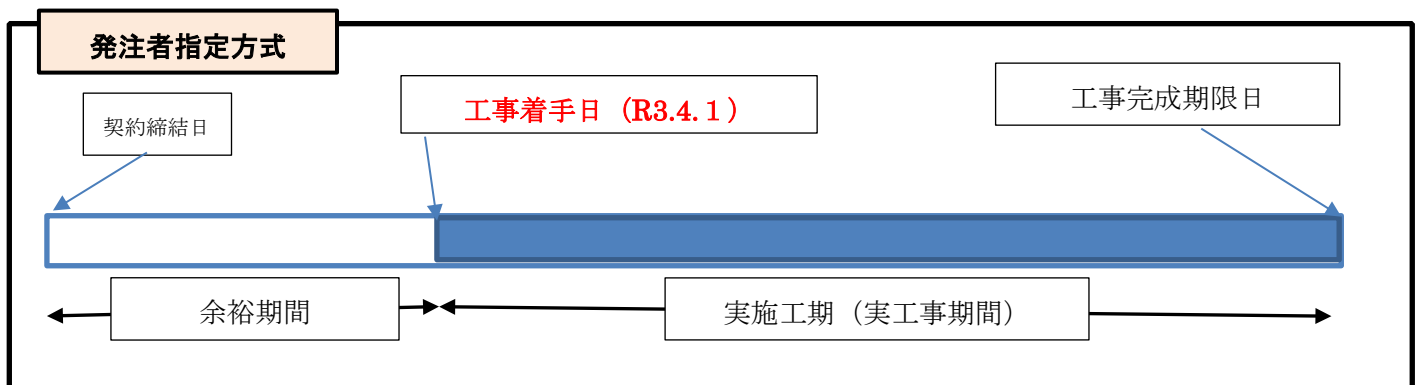
どちらの方式を適用するかについては、調達公告に記載します。（別紙1・2参照）

余裕期間とは、契約日から工事着手日の前日までを指し、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備等を行うことができる期間のことです。

### （1）余裕期間制度（発注者指定方式）による発注について

対象工事については、工事着手日を令和3年4月1日（木）とし、契約日から令和3年3月31日（水）までの期間を余裕期間とします。

なお、なんらかの理由により、工事着手日以降に契約締結となった場合は、余裕期間は適用しないこととします。



### （2）余裕期間制度（任意着手方式）による発注について

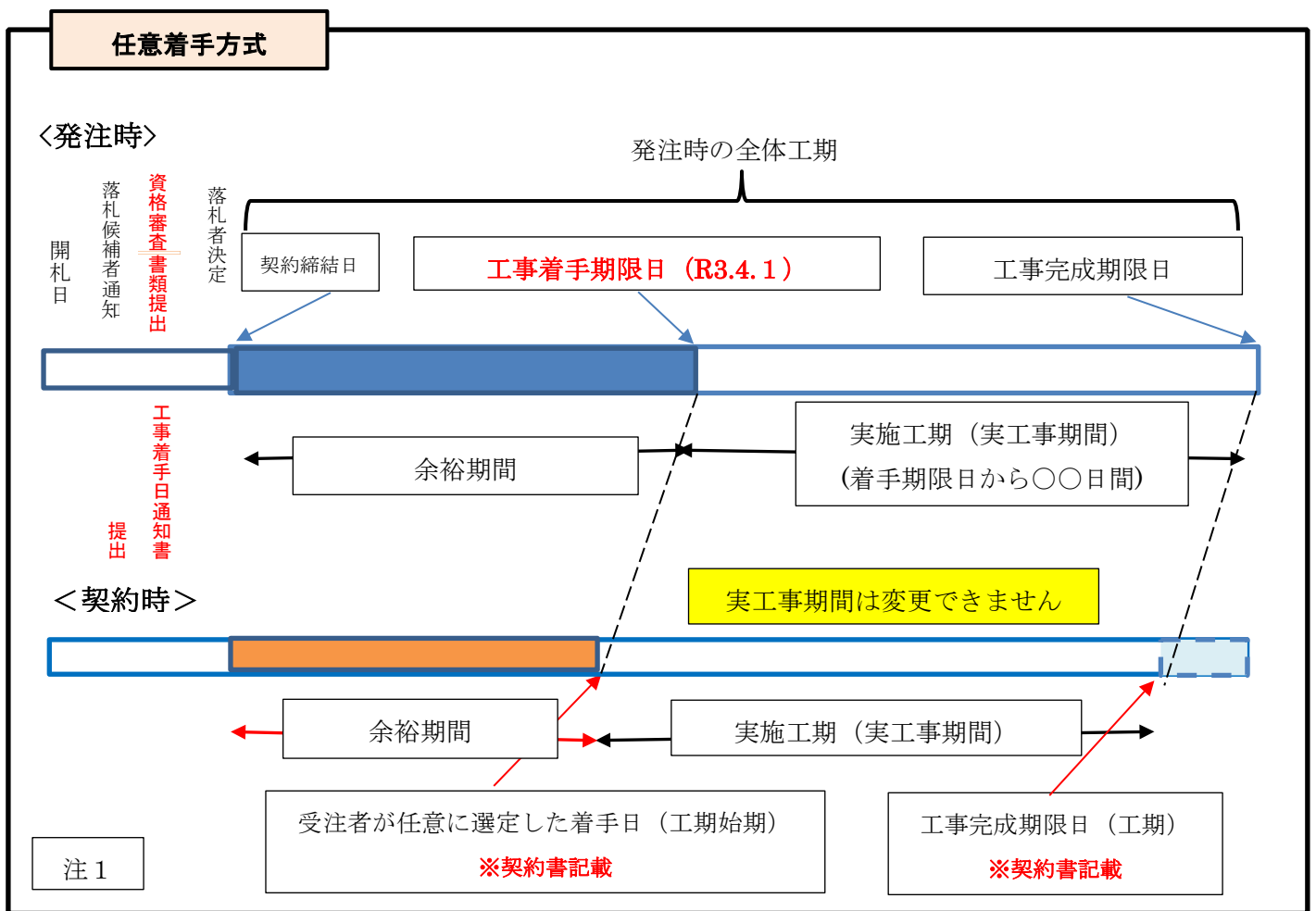
対象工事については、工事着手期限日を令和3年4月1日（木）とし、契約日から工事着手期限日までの期間において、受注者が任意に工事着手日を選定できます。

（「工事着手日通知書」提出）

「工事着手日通知書」は、資格確認書類（技術者届出書等）とともに提出します。

（入札時より、あらかじめ工期の設定をお願いします）

なお、なんらかの理由により、工事着手期限日以降に契約締結となった場合は、余裕期間は適用しないこととします。



(注1) 任意着手方式で、契約締結後において、工事始期（着手日）の変更の必要が生じた場合は、監督員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができる。

### 3 余裕期間における技術者配置について

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しません。

また、入札参加資格で求められる技術者等の配置要件は、令和3年4月1日以降（発注者指定方式適用工事における工事着手日以降、任意着手方式適用工事における工事着手期限日以降）に適用するものとして、開札後、落札候補者となった事業者について審査します。

入札を検討されている工事が、技術者の専任配置を要し、かつ、配置予定の技術者が現在別工事に従事している場合は、当該工事が「令和3年3月31日」までに、必ず完了することを確認してください。

### 4 現場代理人の常駐について

余裕期間内は、工事請負契約約款第11条に定める現場代理人の常駐を要しません。

なお、工事着手日以降は、現場代理人常駐義務の緩和措置を適用することができます。

### 5 配置予定技術者の変更について

該当工事の配置予定技術者が、現在従事中の工事が工期延期等により「令和3年3月31日」までに終了しないことが判明した場合、技術者の変更を認めます。

工期延期等が判明し次第、速やかに、契約係に「配置技術者（変更）届出書」を提出してください。

なお、変更届出書は余裕期間中に提出してください。工事着手日以降に別工事に従事していることが判明した場合は、建設業法等に違反し契約を解除することがあるので、ご注意ください。

## 6 その他

### (1) 余裕期間における準備等について

余裕期間内は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備、関係者との協議などを行うことができますが、現場への資材の搬入や仮設物の設置など工事着手と判断される準備等を禁止します。なお、余裕期間内に行う準備は原則として請負人の責により行うこととします。

### (2) 工事着手後から工事着手期限日までにおける準備等について（任意着手方式適用工事）

工事着手後であれば、技術者及び現場代理人が配置されているので、以下のような準備工事が可能です。

- ・交通管理者（警察）、埋設企業者、その他関係者との協議
- ・地元住民・企業等との調整、工事のお知らせの配布
- ・現場踏査、写真撮影、既施設設調査、現地測量等

<問合せ先>

総務課 契約係

電話：045-641-3124

## 公益財団法人横浜市建築保全公社調達公告版

【ゼロ値工事】 【余裕期間制度(発注者指定方式)対象工事】		第 ○ 号	令和3年 月 日
契約番号	20-1001		
入札方法	電子入札		
入札型式	通常型条件付一般競争入札		
工事件名	○○○△△□□工事		
施工場所	○○区○○町○丁目○番○号		
工事概要	□□□改修工事		
工期	契約締結の日から令和 3 年 月 日まで		
予定価格	○○○○○○ (消費税及び地方消費税を除く)		
最低制限価格	開札後に公表		
入 札 参 加 資 格	令和○年度の横浜市入札参加資格登録を有する者で下記の1から7までの条件を全て満たす者。		
	1 登録工種	電気	
	2 格付等級	A・B	
	3 登録細目	電気設備工事	
	4 所在地区分※	市 内 ※横浜市入札参加資格登録の際、登記簿上の本店及び経審申請の主たる営業所が横浜市外の場合は、「準市内」又は「市外」登録となり、対象外です。	
	5 所在区指定	○○区内、○○区内、○○区内又は○○区内のいずれかに主たる営業所の所在地があること。 ※「優良工事施工者表彰受賞者リスト(令和○年4月1日付)」登載者は所在区指定を免除する。(上記受賞者リストはホームページ入札・契約情報ページに掲載しています。)	
	6 技術者	電気工事業に係る主任技術者を施工現場に配置すること。当該技術者は開札日において、(1)直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、(2)当該雇用期間が3か月間経過しており、(3)専任配置を要する他の工事に専任の技術者として従事していない者でなければならない。	
7 その他	※次頁のとおり		

1 ページ目一部省略

契約番号	20-1001
工事件名	○○○△△□□工事
入 札 に 係 る 必 要 事 項	【入札参加資格 7 その他】
	1 公益財団法人横浜市建築保全公社の電子入札システム利用申請を行い、当公社の電子入札システムにより利用者登録を完了していること。
	2 本工事は余裕期間制度(発注者指定方式)の対象工事であるため、技術者が開札日において、専任配置を要する他の工事に専任の技術者として従事している者であっても、当該工事が令和3年3月31日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱う。
	【注意事項】
	1 入札にあたっては、入札書及び工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書には、当該工事に対応する内容の内訳を記載することとし、工事費内訳書の合計金額と入札金額は一致させること。
	2 本工事は余裕期間制度(発注者指定方式)の対象工事であり、工事着手日は令和3年4月1日である。(特記仕様書及び現場説明書に記載しています。) 工事着手日に入札参加資格に定める技術者を配置できないときは、建設業法等に違反するため、契約を解除することがある。特記仕様書に同様の定めがあるので留意すること。
	3 工事着手日以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。特記仕様書に同様の定めがあるので留意すること。 (本工事は「ゼロ値工事」のため、前払金を含めた令和2年度中の支払いはありません。)
	本件工事公告は2頁ありますので、ご注意ください。(この頁は2頁目です。)
	この頁に記載されていない事項については、1頁目をご確認ください。

2 ページ目

公益財団法人横浜市建築保全公社調達公告版

<b>【ゼロ値工事】</b>		第	号	令和〇年〇月〇日
<b>【余裕期間制度(任意着手方式)対象工事】</b>				
契約番号	20-1001			
入札方法	電子入札			
入札型式	簡易型条件付一般競争入札			
工事件名	〇〇〇〇〇〇〇〇工事			
施工場所	〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号			
工事概要	〇〇〇関連工事			
工期	工事始期の日から	90	日間	
予定価格	〇〇〇〇〇 (消費税及び地方消費税を除く)			
最低制限価格	開札後に公表			
入札参加資格	令和〇年度の横浜市入札参加資格登録を有する者で下記の1から7までの条件を全て満たす者。			
	1	登録工種	建築	
	2	格付等級	A・B	
	3	登録細目	建築工事	
	4	所在地区分※	市内 ※横浜市入札参加資格登録の際、登記簿上の本店及び経審申請の主たる営業所が横浜市外の場合は、「準市内」又は「市外」登録となり、対象外です。	
	5	所在区指定	〇〇区内、〇〇区内又は△△区内のいずれかに主たる営業所の所在地があること。 ※「優良工事施工者表彰受賞者リスト(令和〇年4月1日付)」登載者は所在区指定を免除する。(上記受賞者リストはホームページ入札・契約情報ページに掲載しています。)	
	6	技術者	建築工事業に係る主任技術者を施工現場に配置すること。当該技術者は開札日において、(1)直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、(2)当該雇用期間が3か月間経過しており、(3)専任配置を要する他の工事に専任の技術者として従事していない者でなければならない。	
7	その他	※次頁のとおり		
積算疑義制度	対象工事			
提出書類	入札者	(1)入札書(2)工事費内訳書		
	落札者	(1)主任技術者届出書 (2)(1)に記載された技術者の雇用(期間)が確認できる書類(健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等) (3)(1)に記載した資格を証明する書類(建設業法に定める技術検定の合格証明書写し等) (4)工事着手日通知書		

1 ページ目一部省略

契約番号	20-1001	2 ページ目
工事件名	〇〇〇〇〇〇〇〇工事	
入札に係る必要事項	<b>【工事着手期限日】</b>	
		令和3年4月1日
		(上記の工事着手期限日は、特記仕様書及び現場説明書に記載しています。)
	<b>【入札参加資格 7 その他】</b>	
	1	公益財団法人横浜市建築保全公社の電子入札システム利用申請を行い、当公社の電子入札システムにより利用者登録を完了していること。
	2	本工事は <b>余裕期間制度(任意着手方式)の対象工事</b> であるため、技術者が開札日において、専任配置を要する他の工事に専任の技術者として従事している者であっても、当該工事が公社が定める工事着手期限日の前日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱う。
	<b>【注意事項】</b>	
	1	入札にあたっては、入札書及び工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書には、当該工事に対応する内容の内訳を記載することとし、工事費内訳書の合計金額と入札金額は一致させること。
	2	本工事は <b>余裕期間制度(任意着手方式)の対象工事</b> であり、受注者(請負人)が任意に選定した工事着手日に、入札参加資格に定める技術者が配置できないときは、建設業法等に違反するため、契約を解除することがある。特記仕様書に同様の定めがあるので留意すること。
	3	工事着手期限日以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。特記仕様書に同様の定めがあるので留意すること。 (本工事は「ゼロ値工事」のため、前払金を含めた令和2年度中の支払いはありません。)
	本件工事公告は2頁ありますので、ご注意ください。(この頁は2頁目です。)	
	この頁に記載されていない事項については、1頁目をご確認ください。	

## 余裕期間に関する特記仕様書

本工事は、請負人の円滑な工事施工体制の確保を図るため、次のとおり余裕期間を設定した工事である。

### 1 余裕期間及び実施工期

(1) 余裕期間 : 契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

(2) 実施工期 : 令和3年4月1日(工事着手日)から完成期限まで

※上記の工事着手日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

### 2 余裕期間における技術者の配置について

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない、また、現場代理人の常駐を要しない。

### 3 工事着手届出書

工事請負契約約款第3条に定める、工事着手届出書は上記工事着手日に提出すること。

### 4 請負代金内訳書及び工程表

工事請負契約約款第4条に定める請負代金額内訳書及び工程表については、契約後速やかに提出し、監督員と協議の上必要な準備等を行うこと。

### 5 現場代理人等選定通知書

工事請負契約約款第11条の規定による現場代理人の通知(現場代理人等選定通知書)は工事着手日に提出すること。

なお、配置技術者届出書提出時点において、届出の技術者が他の工事に従事していた場合には、その工事が終了していることを示す書類(工事完成検査結果通知書類・CORINS登録書等)の写しを提出すること。なお、書類の提出ができない場合は、他工事に従事していない旨の報告書(様式不問)の提出、または協議記録に記載するなど、確認を公的な記録とすること。

配置技術者について、着手日以降に別工事に従事していることが判明した場合は、(ただし、工事の終了を示す書類等の提出がある場合を除く。)建設業法等に違反するため、契約を解除することがある。

### 6 余裕期間における準備等について

余裕期間内は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備、関係者との協議などを行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は請負人の責により行うものとする。

### 7 前払金について

請負人は、工事請負契約約款第35条第1項の規定にかかわらず、工事着手日以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。

### 8 CORINSへの登録について

技術者の従事期間は、実施工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)



## 余裕期間に関する特記仕様書

本工事は、請負人の円滑な工事施工体制の確保を図るため、次のとおり余裕期間を設定した工事である。

### 1 工事名

〇〇〇□□□工事

### 2 余裕期間及び実施工期

- (1) 余裕期間 : 契約締結日から工事の始期前日まで
- (2) 実施工期 : 工事着手日から完成期限まで
- (3) 工事着手期限日 : 令和3年4月1日

※上記の工事着手期限日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

### 3 余裕期間における技術者の配置について

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場代理人の常駐を要しない。

### 4 工事着手届出書

工事請負契約約款第3条に定める、工事着手届出書は工事着手日に提出すること。

### 5 現場代理人等選定通知書

工事請負契約約款第11条の規定による現場代理人の通知（現場代理人等選定通知書）は工事着手日に提出すること。

なお、配置技術者届出書提出時点において、届出の技術者が他の工事に従事していた場合には、その工事が終了していることを示す書類（工事完成検査結果通知書類・CORINS登録書等）の写しを提出すること。なお、書類の提出ができない場合は、他工事に従事していない旨の報告書（様式不問）の提出、または協議記録に記載するなど、確認を公的な記録とすること。

配置技術者について、着手日以降に別工事に従事していることが判明した場合は、（ただし、工事の終了を示す書類等の提出がある場合を除く。）建設業法等に違反するため、契約を解除することがある。

### 6 請負代金内訳書及び工程表

工事請負契約約款第4条にかかわらず、請負代金額内訳書及び工程表は、工事着手日に監督員に提出すること。請負代金額内訳書については、監督員と協議の上必要な準備等を行うこと。

また、工程表については、余裕期間、工事着手日及び完成期限日を明記すること。

### 7 余裕期間における準備等について

余裕期間内は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備などを行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は請負人の責により行うものとする。



8 前払金について

請負人は、工事請負契約約款第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 3 年 4 月 1 日以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。

9 CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実施工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)